

高等学校 公民

高等学校公民科における法に関する学習の充実を目指した授業について

高校教育課 指導主事 竹谷 澄子

要 旨

本研究は、高等学校公民科での司法の学習において、「法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせる」ために裁判員制度を題材とした指導法を提案し、研究協力校で検証授業を実施した結果を考察した。その結果、法にかかわるための基礎的な能力・資質の育成に有効であることがわかった。

キーワード：法に関する学習 法教育 公民科 裁判員制度

I 主題設定の理由

平成25年度より実施される高等学校学習指導要領の公民編（以下、「新学習指導要領」という。）では、改訂の要点の一つとして、法に関する学習の充実を図ることが挙げられており、「現代社会」と「政治経済」において、法や規範の意義や役割、司法制度の在り方について理解させること、私法に関する内容の充実を図ることを求めている。公民科の目標は「人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」であるが、法に関する学習を通して、このことを達成できるようにするためには、どのような授業を組み立てるべきかという課題が生じている。

また、昨年度、青森県内の公立高校の地歴公民科の教員に行ったアンケートでは、授業時間数が少なく十分に指導できないことに悩む記述が目立った。そのため、教科目標を踏まえた「法に関する学習」を効率的に実施できる、効果的な指導方法を研究するため、本主題を設定した。

II 研究目標

司法制度改革の一つとして、国民が司法に参加する裁判員制度が始まったことを受け、現行学習指導要領高等学校公民科現代社会において、「現代の民主政治と民主社会の倫理」という項目に含まれる法に係る分野が、「新学習指導要領」では独立し、「個人の尊重と法の支配」という新たな項目として設けられることとなった。これまでの公民科における憲法などの法に関する学習は、法の知識を活用することよりも、知識を覚えることが中心となりがちであったことから、「新学習指導要領」で求められている「法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせる」ことを通して、法にかかわるための基礎的な能力・資質を育成する具体的な指導方法について研究する。

III 研究の実際とその考察

1 新学習指導要領における改訂について

今回の学習指導要領の改訂では、現行に引き続き「生きる力」の育成を目指すこと、基礎的・基本的な知識・技能を学習の基盤とし、その基盤の上に思考力・判断力・表現力等を育むことが全ての教科において重視されている。そして公民科では、中央教育審議会答申（2008）を踏まえて次のように改訂が行われたが、要点の一つとして、法に関する学習を重視していることが挙げられる。

「改訂の要点」

今回の改訂では、公民科として、各科目の専門的な知識、概念や理論及び倫理的な諸価値や先哲の考え方などについて理解させるとともに、習得した知識や概念、技能などを用いて、各科目でまとめとしてそれぞれの特質に応じた諸課題について探究させることを通して、現代社会の諸事象について考察し、その内容を説明したり自分の考

えを論述したり、討論したりすることを通して、社会的事象についての見方や考え方を成長させるようにした。また、社会参画、伝統や文化、宗教に関する学習などの重視や、グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大等に対応して、法や金融、消費者に関する学習の充実を目指して、各科目の特質に応じた内容の改善を図った。さらに、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視して内容を構成した。

「現代社会」では、科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとした。また、青年期についての学習の中で伝統や文化を扱うこと、法に関する学習では、法や規範の意義や役割、司法制度の在り方について理解させること、経済に関する学習では金融、消費者、私法に関する内容の充実を図ることとした。（途中省略）

「政治・経済」では、習得した知識、概念や理論などを活用し、持続可能な社会の形成という観点から課題を探究させ、政治や経済についての見方や考え方を身に付けさせるという従前の構成を引き継ぎ、一層の充実を図ることとした。その際、グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大などに対応して、法や金融などに関する内容の充実を図るとともに、国際政治において文化や宗教の多様性についても理解させることとした。

（「高等学校学習指導要領解説 公民編」，2010）

上記のとおり、法に関する学習が重視されているため、特に現代社会では、大項目の「（2）現代社会と人間としての在り方生き方」の中に、新たに、「ウ 個人の尊重と法の支配」という中項目が設けられた。現行の学習指導要領では、法の支配などの法に関する部分は「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」の中に含まれているが、今回の改訂では独立させて一つの項目を設けている。

「高等学校学習指導要領解説 公民編」（2010）（以下、「解説」という。）では、中項目の「ウ 個人の尊重と法の支配」について、「個人の尊重を基礎として、国民の権利の保障、法の支配と法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方について日本国憲法と関連させながら理解を深めさせるとともに、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等などについて考察させ、他者と共に生きる倫理について自覚を深めさせる」としている。また、（内容の取扱い）の（2）イ（エ）で、「ウについては、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに裁判員制度についても扱うこと」としている。

政治・経済においては、現代社会のように新たな項目として設けてはいないが、「解説」では大項目の「（1）現代の政治」の「ア 民主政治の基本原則と日本国憲法」で、政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配などについて理解させるとし、（内容の取扱い）では、「法の意義と機能」、「基本的人権の保障と法の支配」、「権利と義務の関係」については、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、裁判員制度を扱うことに留意することとしている。

このように、「新学習指導要領」で法に関する学習が重視されている理由としては、「改訂の要点」に記載されているように、グローバル化や規制緩和の進展があげられる。グローバル化が進むことにより、様々な文化的・歴史的背景や異なる価値観をもった人々と接することが日常的になり、社会生活においては、これまでのような以心伝心的な対応は通じず、今まで以上に明確なルールに基づいて交渉することが求められるようになると考えられる。そして規制緩和の進展により、人々が自由に活動できる範囲が広がる一方、自由に活動することによって生じる対立がより激しくなることが予想される。この対立から生じる紛争を、法によって公正に解決することが、より強く求められるようになってきているのである。また、司法制度改革によって、一般の国民が司法に参加する裁判員制度が導入されるようになったことも、大きな理由としてあげられるだろう。

こうした社会の変革を受け、国民一人一人が法や司法の役割を十分に理解することが重要である。異なる価値観をもった人との間でトラブルが起こった場合には、法やルールに則って公正に解決したり、利害を調整したりできる力を身に付けさせること、さらには、裁判員制度を理解し、参加しようとする態度を育成することが必要なのではないだろうか。

2 法教育について

法に関する学習を行う上で参考になると考えられるのは、平成15年7月、法務省において文部科学省、裁判所、弁護士会等の協力により設置された法教育研究会が、平成16年11月に発表した報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—」（2005）

(以下、「法教育研究会報告書」という。)である。法教育への取組についての議論は、その後平成17年5月に発足した法教育推進協議会が引き継いでいる。土井真一(2009)は、「こうした議論が、中央教育審議会の審議にも影響を与え、教育基本法および学校教育法の改正もあいまって、法に関する教育の充実を図る方向性が打ち出され、それに基づいて学習指導要領の改訂が行われ」と述べている。

法教育研究会は、「法教育は自由で公正な社会の担い手を育てるために必要不可欠なものである」との認識をもっている。公民科の目標は、「平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」ことであるから、法教育と公民科が目指すところは重なっていると言える。法教育とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育である」(「法教育研究会報告書」, 2005)ということだが、新学習指導要領でも、現代社会と政治経済の(内容の取扱い)で、「法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせる」ことを求めている。そして、法教育においては、知識をただ覚えるだけでなく、実生活で生きて働く力として思考力、判断力、表現力などを高めることを重視していることから、まさに法教育は、学習指導要領にあるところの「生きる力」の育成と合致するものであると言える。そういう意味において、「法教育研究会報告書」は、法に関する学習を進める上で、大いに参考になるものと考えられる。

法教育研究会は、「我が国における法教育は、個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、また、法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うことが目指されるべきである」(「法教育研究会報告書」, 2005)としており、このねらいを実現するために、以下の四つの領域を中心にして法教育を行うことが望ましいと提案している。

ア 法は共生のための相互尊重のルールであり、国民の生活をより豊かにするために存在するものであるということを、実感をもって認識させるために、ルールをどのようにしてつくるのか、ルールに基づいてどのように紛争を解決していくのかについて主体的に学習させる。

イ 個人と個人の間を規律する私法分野について、学習機会の充実を図る。その際には、日常生活における身近な問題を題材にするなどの工夫をして、契約自由の原則、私的自治の原則などの、私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深くかかわっていることを認識させる。

ウ 一人ひとりの人間が、かけがえのない存在として相互に尊重されるべきであること及び自律的かつ責任ある主体として自由で公正な社会の運営に参加していく必要があることを認識させるとともに、それに必要な資質や能力をはぐくむために、個人の尊厳、国民の権利、あるいは法の支配などの憲法及び法の基礎にある基本的な価値や国と個人との関係の基本的な在り方について、一層理解を深めさせる。

エ 司法とは、法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを認識させるとともに、すべての当事者を対等な地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正なルールに基づいて判断を行うという裁判の特質について、実感を持って学ばせる。

(「法教育研究会報告書」, 2005)

いずれも、知識をただ覚えさせるだけでなく、身近な例を用いて生徒に考えさせた上で、「法に関する基本的な見方や考え方」を理解させることを目指している。

2009年5月より裁判員制度が始まり、青森県でもすでに200人ほどの県民が裁判員を経験している。国民にとって司法が以前より一層身近なものとなってきているが、高校生にとってもそれは同様である。卒業して2年経つと裁判員に選ばれる可能性があるため、興味・関心をもって授業に取り組みさせることができるのではないだろうか。授業で裁判員の立場を体験させることによって、司法は侵害された権利を救済し、秩序の維持・形成を図るものであり、裁判は、公平な第三者が適正な手続を経て公正なルールに基づいて判断を行うものであるという、「法に関する基本的な見方・考え方」と、国民が司法に参加することの意義を理解できるのではないかと考え、本研究では、法教育研究会が提案した上記エの司法の領域を取り上げることとした。

3 研究の実際

(1) 題材の設定

全国各地の中学・高校で模擬裁判の取組が行われているようであるが、授業時間数が制限されているため効率的な授業を目指した今回の研究では、裁判員裁判の討議の部分を取り上げて検証授業を行うこととした。今回の検証授業の目的は、裁判員制度がどのように行われているのか、その流れを理解させることに重点を置いているわけではない。司法の領域における「法に関する基本的な見方・考え方」、すなわち裁判は法秩序の維持・形成を図るものであって、公平な第三者が適正な手続を経て公正なルールに基づいて判断を行うものであること、国民が司法に参加することにより、国民の声が司法に反映され、司法に対する国民の信頼が高まること、裁判員を経験することで地域社会の問題について関心を持ち、問題を共有する意識が形成されるということについて考えさせ、「法に関する基本的な見方・考え方を身に付けさせる」ことにあるからである。

そして、この「法に関する基本的な見方・考え方を身に付けさせる」ことを通して、土井（2009）が述べている「市民として法にかかわるための基礎的な能力・資質」、すなわち「第1に、公正に事実を認識し、問題を多面的に考察する能力、第2に、自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解しようとする姿勢・能力、第3に、多様な意見を調整し、合意を形成したり、また公平な第三者として判断を行ったりする能力」が育成されるのではないかと考える。

「法教育研究会報告書」でも、四つの領域を学習するときは、自分自身で思考し、その意見を積極的にわかりやすく述べ、自分と異なる意見にも配慮しながら討論したり合意を形成したりする能力を育成することが重要だと述べられている。裁判員裁判で6人の裁判員が討議を行う際に、自分の意見をうまく表現できず、戸惑ってしまう裁判員もいるという話を聞いたことがあるが、考えてみれば、学校教育において討議の仕方を系統的に学ぶことはない。しかし、複数の人たちと課題の解決に向けて話し合うことは、裁判に限らず社会の中で生きていく上で何度も経験することであり、グローバル化が進む現在にあっては、主体的に社会に参画するため、より一層求められている能力であると言える。前述の「解説」の「改訂の要点」にも示されているように、今回の学習指導要領の改訂では「現代社会の諸事象について考察し、その内容を説明したり自分の考えを論述したり、討論したりする」ことが求められているため、今回の授業形態をグループ学習とし、生徒同士の話し合いの場面を取り入れることとした。

検証授業案を作成する際に参考にした書籍は、「ロースクール生が、出張教室。法教育への扉を叩く9つの授業」（以下、「9つの授業」という。）である。これは、東京大学法科大学院の学生が、アメリカのロースクール生が行っている「ストリート・ロー」という活動にヒントを得て、中・高生を対象に法律に関する授業を行うという試みをまとめたものである。法教育研究会が示した四つの領域に対応した題材を取り上げており、生徒に法について考えてもらおうとするものである。出張教室実施校の希望を聞いて授業の内容を決めているということであるが、裁判員制度の影響で司法分野、特に刑法について学ぶことを希望する学校が多く、掲載されている題材は9件あるが、そのうち刑事事件を扱ったものは5件である。

この「9つの授業」から今回選択した題材は、「第4章 児童虐待 助けなかった母親は有罪か？」である。前夫との間の一人息子を、同棲相手が虐待の末に死なせてしまったが、見て見ぬふりをし、息子を助けるための行動を何もとらなかった母親を処罰すべきなのかどうかを考えさせるという内容である。これを選んだ理由は三つある。一つ目の理由は、この題材が北海道で実際に起こった事件を基にしており、判決が一審では無罪、二審では有罪と、裁判官でさえ意見が分かれる単純な正解はないと言える内容だからである。二つ目の理由としては、児童虐待は年々重大な社会問題として人々に認識されるようになっていくこと、そして三つ目の理由として、生徒自身がこのような事件の加害者にならないように願うからである。この題材について検討することは、公民科が目指す「人間としての在り方、生き方」を考えることにもつながると感じている。ただ、中にはこのような虐待体験をもつ生徒がいることもあり得るので、授業を行う際には、その点に配慮することが必要であると考えている。

(2) 検証授業での検証事項

- a 実際の刑事事件を題材にして考えることで、法は秩序の維持を図るものであり、裁判は公平な第三者が公正なルールに基いて理性的な議論を踏まえて判断を行うものであることを理解できるか。
- b 裁判員制度の意義を理解できるか。
- c 自分の考えをまとめ、それをわかりやすく相手に伝えることができるか。

(3) 検証授業の対象集団

学校規模：学年6クラスの商業高校／対象学年：3学年

学年1クラスの工業高校／対象学年：2学年（定時制）

(4) 検証授業の内容

司法権の学習を2時間行った後の授業とし、虐待によって亡くなった子供の母親の行動は有罪か無罪かを考える。なぜ有罪または無罪と言えるのか「四つの視点」に基づいて考え、その内容を付箋に記入させる。その後、グループで話し合い、どのような理由で有罪、無罪と判断したのか発表させる。

過程	学習内容	生徒の活動	教師の活動(□)と指導上の留意点	評価の観点・方法等	時間
導入	○本時の内容・授業のねらい 裁判では被告人が有罪か無罪か、複数の視点を用いて、事実に基づき合理的・論理的に判断することが大切であることや、自分の意見をわかりやすく表現できること、そしてそれらのことが裁判員に求められていることを学ぶ	・あらかじめグループに分かれて着席する ・説明を聞く	本時に使用するプリントを、授業が始まる前に配付しておく □内容・ねらいの説明 ※本時の題材を取り上げることにより、不快になる生徒がいないことを事前に確認する		5分
展開	○本時で扱う事件の概要の説明(資料1参照) ○法律的責任の考察 「花子は罪に問われるのか」 花子は傷害致死罪のほう助犯の罪に問われるのか a 法律的な思考をするための「四つの視点」(資料2参照) (1)『ほう助』という言葉を明確にする必要性 (2)刑罰を科すことの重大性 (3)生命が奪われたことの重大性 (4)同様の事態を防ぐ必要性 b 「四つの視点」を用いて個人で考える c グループで検討し、考えをまとめる ○主張の発表 なぜ花子は有罪か？なぜ花子は無罪か？	・説明を聞く ・指名された生徒は配付された資料1の項目を読み上げる ・説明を聞く ・説明を聞く ・「四つの視点」で考えたことを付箋に記入する ・付箋を模造紙に貼り付箋の内容を見ながら意見を整理する ・司会者が中心となって作業を進める ・主張の発表原稿をまとめていく ・指名されたグループの発表者がそれぞれ主張を発表する	□〈事件発生時の事情〉〈補足説明〉を説明する。項目を読み上げるよう生徒を指名する □花子が無罪か有罪かグループで考えることを指示する □ほう助犯について説明する □有罪か無罪か検討するときに「四つの視点」を用いて考えるよう説明する □有罪のグループと無罪のグループを指定する □「四つの視点」で考えたことを、付箋に記入するよう指示する □自分の考えとは違う立場から検討することが大切であることを理解させるため、本来は有罪と無罪、それぞれの立場から検討させるべきであるが、今回は、時間の都合上、一方の立場のみをグループで検討することを説明する □記入した付箋を模造紙に貼り、話し合いながら主張の発表原稿をまとめるよう指示する □有罪側・無罪側から各1グループを指名して、主張を説明するよう指示する	複数の視点を用いて、被告の有罪・無罪を検討し、自分の考えや判断したことをわかりやすく表現することができたか 〔思考・判断・表現〕 評価方法 付箋を回収し点検する 評価規準 B：視点に沿って自分の意見を表現している A：視点に沿って合理的に考え、独自性のある意見を盛り込んで論理的に表現している	40分
まとめ	○実際の判決の紹介 ○まとめ	・説明を聞く	□一審が無罪、二審が有罪だったことを説明する。		5分

生徒に考えさせた事件の概要は、以下のとおりである。

今回の事件の被告人、花子（33歳）には、前夫との間に一人息子である健太（3歳4ヶ月）がいた。花子は5歳年下の太郎（28歳）と恋愛関係にあり、3人でアパートに住んでいた。太郎は、健太に対し日常的に暴力を振るい、それがエスカレートしたある日、健太を死なせてしまう。そのとき花子は、太郎が健太に暴行していることを知っていたにもかかわらず、隣の台所で米を研ぎながら、見て見ぬ振りをしていった。裁判では、太郎に傷害致死罪が成立したが、花子が同罪のほう助犯になるかどうか争われた。

事件発生時の事情や花子らの日常生活に関する事情については、次の資料1のとおりである。（生徒にも同様のプリントを配付した）

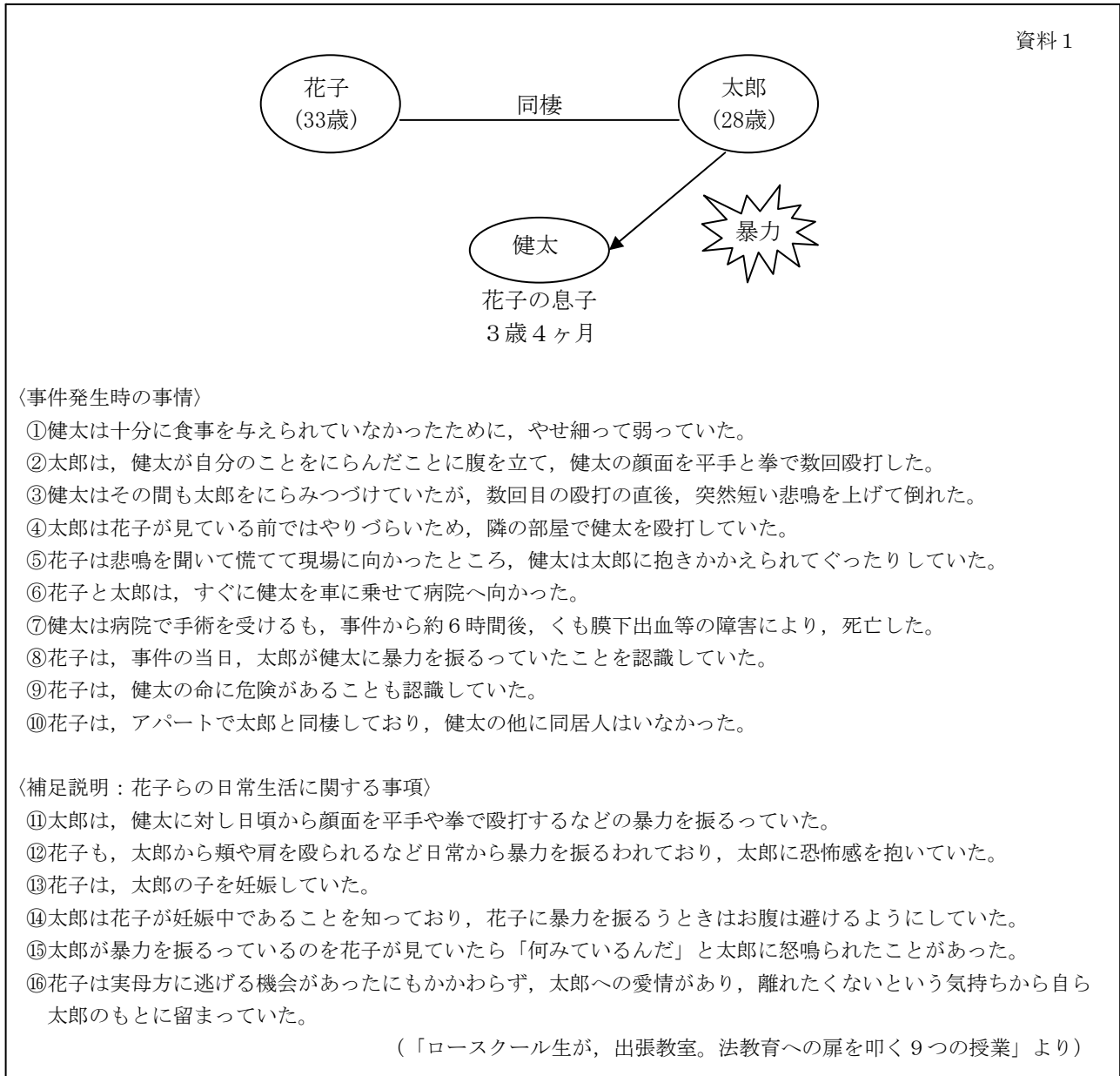


図1 授業で配付した資料1

この資料1の他に、資料2として「四つの視点」を箇条書きにしたプリントを生徒に配付し、自分の意見を書く付箋（視点ごとに色を指定）と付箋を貼り付けるための模造紙を各班に配付した。なお、模造紙には「四つの視点」の文を印刷し、付箋を貼る場所を指定した。資料2は以下のとおりである。

花子は罪に問われるのか？

資料2

—ほう助犯としての罪が成立するか（有罪か無罪か）—

《法律的な思考をするための四つの視点》

①『ほう助した』という言葉の明確にする必要性

花子は自ら何もしていないが…？

花子の行動は『ほう助した』という言葉に合うだろうか？

《活動》有罪側…今回の花子の行動はなぜほう助にあたるのかを説明する。(ピンクの付箋)

無罪側…今回の花子の行動はなぜほう助にあたらぬのかを説明する。(ピンクの付箋)

②刑罰を科すことの重大性

花子の人生に重大な影響を及ぼす刑罰を科すことになってもいいのだろうか？

花子には刑を科すのにふさわしい責任があるのだろうか？

《活動》有罪側…なぜ花子に刑罰を科すべきなのかを説明する。(水色の付箋)

無罪側…なぜ花子に刑罰を科すべきではないのかを説明する。(水色の付箋)

③生命が奪われたことの重大性

尊い生命が奪われたことに対し、花子は何の責任もないといえるのか？

《活動》有罪側…生命が奪われたことに対し、なぜ花子には責任があるのかを説明する。

(緑色の付箋)

無罪側…生命が奪われたことに対し、なぜ花子に責任はないのかを説明する。

(緑色の付箋)

④同様の事態を防ぐ必要性

児童虐待は年々重大な社会問題として認識されるようになってきているが、直接暴力をふるった人を処罰するだけでよいのか？

《活動》有罪側…児童虐待は重大な社会問題として認識されるようになってきているという視点から、

直接暴力をふるった人だけでなく、なぜ花子も処罰すべきなのか説明する。

(黄色の付箋)

無罪側…児童虐待は重大な社会問題として認識されるようになってきているが、なぜ花子を

処罰すべきではないのか説明する。(黄色の付箋)

図2 授業で配付した資料2

(5) 検証授業について

今回の検証授業案を作成する上で参考にした「ロースクール生が、出張教室。法教育への扉を叩く9つの授業」では、120分で授業を実施しており、また授業の展開も、有罪グループと無罪グループに分かれディスカッションを行うという形となっている。グループ内で自由に意見を述べ合いながら、自分たちの主張と、予想される相手方の主張に対する反論をまとめあげ、それをもとにディスカッションすることになっているが、このような活動を生徒達は行ったことがない。そこで、それぞれ自分たちの班の主張をまとめ、発表するという形にとどめた。

50分という短い時間で行うために、前時に資料1を配付し、事件の概要と次回の授業でどのようなことを行うのか、生徒に伝えておいた。公民の授業の中で、グループを作って話し合いをするのは初めてであることから、グループのメンバーの組み合わせについては、ある程度配慮して構成し、司会者・発表者も決めておいた。そして、あらかじめ有罪の立場で考えるグループと無罪の立場で考えるグループに分かれ、その立場に沿って有罪となる理由、または無罪となる理由について生徒に考えさせた。

なお、「9つの授業」では、「四つの視点」を「五つの価値」として示していたが、時間の都合上、考えるための視点を四つにし、これを基に有罪、無罪それぞれの理由を検討させた。

検証授業では、最初に教師の説明を聞いた後、各自が自分の考えを付箋に記入し、その後各グループに配付された1枚の模造紙に付箋を貼り付け、それを見ながら意見を交換し、なぜ有罪または無罪と考えたかを発表するための原稿作りに取り掛かった。グループによって取組に対する熱心さの度合いは異なっていたが、おおむね興味・関心をもって活動していたと感じた。

授業終了後にアンケート(対象人数…2校の合計51名)を実施したところ、次のような結果になった。

「四つの視点」に基づいて有罪か無罪かを考えることは、「難しかった」と感じた生徒は69%、「楽しかった」「有意義だった」と感じた生徒は合わせて28%であった。また、「やりたくなかった」と感じた生徒は、両校それぞれ一人ずつであった。「付箋に自分の考えを書くことができた」という生徒は87%、「グループでの話し合いに参加した」という生徒は89%で、特に「積極的に話し合いに参加した」とした生徒は49%だった。さらに、「グループでの話し合いは有意義だった」と答えた生徒は74%で、特に「とても有意義だった」と答えた生徒は38%であり、生徒達は、おおむね積極的に授業に取り組んだと評価している。

裁判員制度については、裁判員に選ばれたらどうするか、事前にアンケートをとった。その結果、2校合わせて54人中18人が「引き受ける」、22人が「拒否する」、14人が「わからない」と答えた。授業後のアンケートでは、検証授業当日、3人の生徒が欠席したので正確な比較はできないが、51人中21人が「引き受ける」、16人が「拒否する」、14人が「わからない」と答え、「引き受ける」と答えた生徒が増えている。

また自由記述では、「考えるのは楽しかったが、自分の考えを相手にわかりやすいように書くのは難しかった」「自分の思っていることを言葉にできず難しかった」「四つの視点以外で自由に主張できるようにしてほしい」「四つの視点をもう少し分かりやすくしてほしい」「皆で話し合うことで様々な意見が出てきて、自分の理解を深めることができた」「とても難しい内容だったが、グループで話し合うことで、自分では思いつかなかった意見が出てきて、とても良かったと思う」「自分では有罪と考えていたので、無罪の主張を考えることは大変難しかった。しかし、そのために今までとは違う考え方ができて良かったと思う」「他人の意見と違うことを書いても、結果的に多数の同類意見とまとめられてしまい、残念だった」「他のグループの発表を聞くと、なるほど、と納得する内容が多く、聞くことができて良かった」「無罪でも有罪でもどちらの立場も共感できるから、裁判は難しいということに改めて感じた」「今回のような形の授業はとても新鮮に感じられた」などの意見・感想が見られた。今回の検証授業では、検証項目についておおむね狙いどおりの結果となった。

(6) 検証授業の結果から－改善すべきこと－

ア 2時間で授業を組み立てる

なるべく1時間で行いたいと考えたが、やはり2時間で実施したい内容である。付箋への記入や、発表原稿を作成する活動があるが、自分の考えがはっきりしていないと文字に表すことができないので、書くという活動は思考を整理したり深めたりする上で非常に重要である。そのため、書く時間をできるだけ確保するべきであった。今回の授業は、生徒が思考・判断・表現する場面が多いので、1時間目で付箋に自分の考えを記入させるところまでを行い、2時間目にグループでの話し合い、発表原稿作成、各班の発表、という流れで行うのがよいのではないかと考える。

イ 「四つの視点」の説明を丁寧に行う

時間が足りなかったため、検証授業では簡単な説明で済ませたが、やはり「四つの視点」について生徒に十分に説明し、じっくり考えさせる時間をとる必要がある。花子は有罪なのか無罪なのか、二つの立場から検討させたいところであるが、時間の余裕がなかったため、今回の授業では、花子はなぜ有罪か、その理由を考えるグループと、花子は無罪であるという立場で考えるグループを、あらかじめ指定した。そのため、自分の考えとは反対の立場を考えなくてはならない生徒もおり、自分では有罪だと思っていたのに、無罪の理由を考えなくてはならない生徒達が、非常に混乱して悩んでいた。直感的に捉えたと、自分の息子を見殺しにした罪を償うべきである、だから有罪だと考えがちであるが、問われているのはほう助の罪である。「四つの視点」の一つ目である、『ほう助した』という言葉を確認にする必要があるということ、まず生徒に理解させる必要がある。この裁判におけるゴールは、花子にほう助の罪が成立するかどうかを判断することである。『ほう助』をどのように捉えるのかがはっきりしていなければ、裁判員同士の話し合いも成立しないし、有罪、無罪の判断を下すこともできないのである。刑法には、「正犯を幫助した者は従犯とする（第62条）」としか書かれていないので、『ほう助する』とはどのようなことなのか、自分なりの感覚やものの見方・考え方を使って、『ほう助する』ことの意味をまず自分でしっかり捉える必要があることを生徒に理解させることが重要であると考えられる。

今回は省略したが、処罰範囲の限定の必要性を考えさせるべきであったと感じた。何もしなかったことが有罪になれば、周囲の人までが有罪ということになりかねないのではないかと検討させれば、無罪の立場について考える際の参考になったと思われる。

また、刑罰は社会秩序を守る最後の手段であり、必要やむを得ない場合においてのみ適用されるべき

ものである。刑罰以外に被害発生防止の手段があるのであれば、国としては刑罰を科するという方法を避けたいという謙抑主義の考え方を紹介しておいてもよかったのではないかと感じた。

事件について、様々な角度から検討することが大切であること、そして直感的にこれが正しい結論だと感じて、必ず反対の立場から物事を見る必要があること、反対の立場から考えてみることで、新たな発見があったり、全く別の結論に到達したりするという点を十分説明し、生徒に理解させることが重要であると考えた。

ウ 裁判とは何かについての再確認を行う

国民の権利が侵害されたとき、その回復を実現するのが、裁判の役割である。常に公平で中立な裁判が行われることによって、人権が尊重されなければならないことを、前時の裁判所の学習のところで、学ぶことになっているが、そのことをもう一度再確認することが必要である。人権が尊重されるのは被告人も同様であるということ、生徒は忘れていたような印象を受けた。

エ その他

(ア) 発表の仕方を教える

発表者は皆に伝わる声の大きさとゆっくりと話すなど、人前で発表するときに配慮すべき点について教える必要がある。そんなことは生徒はわかっているだろうと思いがちであるが、実際にはそのとおりにできていない。せっかく良い発表をしても相手に伝わらない場合もあるので、発表の仕方について十分な指導をすることが大切である。また、生徒の実態に応じて、発表原稿の雛型を作っておくことも必要になると考える。

(イ) グループでの話し合いの場で、司会者は少数意見にも配慮することを教える

生徒のアンケートにもあったが、少数意見に配慮しないと話し合いの意味がなく、意見を述べた生徒は不満を抱いた状態で授業を終えることになってしまう。少数意見にこそ真実が含まれているのかもしれないし、皆と違う意見だからと排除することは民主的ではないので、少数意見も尊重すべきことを説明する。実際は、少数意見をうまくすくいあげるのは難しいことであるが、生徒にその意識をもたせることが重要であり、たとえグループで統一した意見でなくても、補足として付け加えるなど、少数意見を尊重する態度や工夫を指導する必要がある。

(ウ) 生徒の実態に応じて、グループの人数を調整する

裁判員裁判では裁判員は6人なので、6人で話し合うのがよいが、グループ活動を行ったことがないのであれば、4人グループで構成すると全員が話し合いに参加できるので、最初は少人数のグループで活動させるのがよいと考える。また、このような話し合いを苦手とし、活動に参加しない生徒もいるので適宜人数を調整することが大切である。

IV 研究のまとめ

実際に起こった判断の難しい事件を短時間で検討するのは、生徒にとって大変困難なことであったと思うが、実際に体験してみることが重要だと考える。裁判員に選ばれたときは、事実を基に様々な角度から検討して判断することが大切だと説明してみても、実際にどの角度から検討すればよいのか生徒はわからない。直感的に有罪あるいは無罪と感じても、本当にその判断でよいのか検討するためにはどうすべきか、ある程度の手がかりを生徒たちはつかむことができたのではないかと考える。

有罪か無罪か、立場をあらかじめ指定し、「四つの視点」を用いて実際に起こった事件を検討したことにより、実感をもって論理的に考えることができたと考えた。その結果、裁判においては、多角的に物事をながめ、理性的に判断することが大切であることを理解できたと感じている。

様々な人が話し合うことにより、多様な意見が出てくる。それを議論することで深め合えば、適切な結論にたどり着ける。このことが裁判員制度に期待されていることであり、国民が裁判に参加する意義であることを、生徒達は感じ取れたのではないかと考える。

自分の考えをまとめるために、付箋に記入させる方法は有効である。書くことによって考えを整理することができ、また話し合いの時も付箋を見ながら自分の意見を話しやすく、話を聞く側も相手の考えを理解しやすい。グループの意見をまとめ、発表原稿を作成するときも、全員が活動に参加しやすい方法である。

このように、「法に関する基本的な見方・考え方を身に付けさせる」ために行った今回の指導方法は、「市民として法にかかわるための基礎的な能力・資質」、すなわち「第1に、公正に事実を認識し、問題を多面的に考察する能力、第2に、自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解しようとする姿勢

・能力，第3に，多様な意見を調整し，合意を形成したり，また公平な第三者として判断を行ったりする能力」（土井真一，2009）を育成することに有効であると考ええる。

今回は法の領域の中でも，司法の分野を取り上げたが，公民科で扱う法は憲法はもちろんのこと，民法や労働法などの私法もある。「新学習指導要領」では，私法の学習を充実させることも求めているので，今後は私法の分野の教材も開発していくことが必要である。これに関しても「法教育研究会報告書」や法教育推進協議会のホームページで紹介されているので，参考になるものと思われる。

法教育は新しい分野で，文献も少なく，専門的な法律的知識がない教員が，教材を作成するのは難しい。他県では，弁護士の協力を得て新しい教材を開発している例が見られる。しかし，このような取組を実現させることは大変難しいので，法教育研究会や法教育推進協議会が提供している教材や，少ないながらも法教育の授業を提案している書籍があるので，それらを参考に，まずは試してみることが大切であると感じている。（「9つの授業」では，刑事裁判の他に，民事裁判や地域社会におけるルール作りに関する事例なども扱われている）

今回，本研究における検証授業では，裁判員制度をテーマに取り上げ，学習のねらいを達成するためにグループ活動を意図的に取り入れた。「法教育研究会報告書」に，法について学習するときは，自分の意見を積極的にわかりやすく述べ，自分と異なる意見にも配慮しながら議論したり合意を形成したりする能力を育成することが重要だと述べられていたが，実際に検証授業を実施してみて，グループで議論すること，意見をまとめること，その意見を人前で発表すること，話し合ったことを皆で共有することは，非常に重要であると改めて感じた。議論したり合意を形成したりする能力を育成するためには，継続的な指導が望まれるので，法の分野だけでなく，それ以外のところでも積極的にグループ活動を取り入れることを提案する。しかし，効果的なグループ活動を行うには，ある程度の時間を必要とすることから，教材の大幅な精選を考えなくてはならない。そのため，どの学習場面でグループ活動を取り入れるのか，あらかじめ年間指導計画の中に組み込んでおくことが必要である。公民科の単位数は少ないので，かなり難しいことが予想されるが，全ての教科，ホームルーム活動，道徳教育などで言語活動の一環としてグループ活動を取り入れていくことも必要なのではないかと考える。

2009年5月から始まった裁判員制度は，裁判員法に基づき，2012年に施行の状況について検討が行われることになっている。裁判員制度が憲法に違反しているかどうかについては，制度を創設する段階から議論されており，2011年11月16日に，最高裁判所が「憲法に違反しない」とする初めての判断を示したが，憲法違反ではないかと考える専門家も多い。裁判員制度について指導する際には，その問題点についても生徒に十分認識させる必要があると考える。

<引用文献>

文部科学省 2008 『高等学校学習指導要領解説 公民編』，pp.3-4，p.14

土井真一 2009 「法教育の基本理念－自由で公正な社会の担い手の育成」『法教育のめざすもの－その実践にむけて－』，p.11，p.17，商事事務

東京大学法科大学院・出張教室 2008 『ロースクール生が，出張教室。法教育への扉を叩く9つの授業』，p.101，商事事務

<引用URL>

法教育研究会 2005 『我が国における法教育の普及・発展を目指して－新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために－』

<http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf> (2012.1.10)

<参考文献>

橋本康弘・野坂佳生 2006 『法を教える 身近な題材で基礎基本を授業する』 明治図書

法と教育学会 2010 「法と教育 Vol.1」 商事事務